

総合福祉部会 第5回	
H22. 7. 27	参考資料 10
宮田委員提出資料	

へいせい ねん がつ にち
平成22年7月15日

ないかくふしょう しゃせいどかいかくすいしんしつ しつちょう ひがし としひろさま
内閣府障がい者制度改革推進室 室長 東 俊裕様

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ ぎちょう おがわえいいちさま
障がい者制度改革推進会議 議長 小川榮一様

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎそうごうふくしぶかい ぶかいちょう さとうひさおさま
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 部会長 佐藤久夫様

ぜんこくじどうはつたつしえんきょうぎかい
全国児童発達支援協議会

かい ちゅう か どう まさ ひと
会長 加藤 正仁

よう ぼう しょ 要望書

1. 「障害児」は「障害もある子ども」です！

しょうがいしゃせいどかいかく すいしん きほんてき ほうこう だいいちいけん へいせい ねん がつ か
「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見：平成22年6月7日）」において、

しょうがいじしえん いっぱん じどうふくしせさく なか こう てん ひじょう じゅうよう
「障害児支援については一般の児童福祉施策の中で講じられるべき」とされた点については、非常に重要な

けつだん おお ひが かんしゃ こんご しょうがいじしえん じどうふくしほう いちげんか いんくるーしぶ
決断であり大いに評価し、感謝するものです。今後、障害児支援は児童福祉法に一元化し、インクルーシブ

こ そだ しえん きほん ここ しょうがい く こべつてきに - ず しえん じゅうそうてきしえん
な子どもとしての「育ち」への支援を基本として、個々の「障害」から来る個別的ニーズの支援という重層的支援

せいどせいび さっきゅう ひつよう
のための制度整備が早急に必要です。

2. 子ども達は待てません！

だいいちいけん へいせい ねんない けつろん え
第一次意見では、「平成23年内にその結論を得る。」とされています。

しょうがいじしえん へいせい ねん がつ がつ かいさい しょうがいじしえん みなお かん
しかし、障害児支援については、平成20年3月～7月に開催された「障害児支援の見直しに関する

けんとうかい どうじしゃだんたい ふく とうぎ ほうこうせい ごういけてい しゃかいほしょうしんぎかいしょうがいしゃ
検討会」で当事者団体も含めた討議によって方向性は合意決定されており、社会保障審議会障害者

ぶかい ついにん こんつうじょうこつかい ぎいんりつぽう ていしゅつ しょうがいしゃじりつしえんほうとう いちぶ かい
部会で追認されています。今通常国会で議員立法として提出された「障害者自立支援法等の一部を解する

ほうあん なか じどうふくしほう かいせいぶぶん おお じょうきけんとうかいほうこくしょ そ しょうがいじしせつ いちげんか
法案」の中には児童福祉法の改正部分が多く、上記検討会報告書に沿った「障害児施設の一元化」

ほいくじょうほうもんしえんじぎょう ほうかごとうでいさーびすじぎょう しょうがいじそだんしえんじぎょう そうせつ きんみらい
「保育所等訪問支援事業」「放課後等デイサービス事業」「障害児相談支援事業の創設」など、近未来の

しょうがいじしえん あ かた しめ じゅうよう せいど ふく
障害児支援の在り方を示す重要な制度が含まれていました。

へいせい ねん がつ よてい しょうがいしゃそうごうふくしほうせこう む しょうがいじしえん みなお こんご
平成25年8月に予定されている障害者総合福祉法施行に向けた障害児支援の見直しについては、今後

けいぞく けんとう すす ひびはったつ こ たち はったつしえん ほごしゃかぞく
も継続して検討を進めていかねばなりません、日々発達する子ども達への発達支援と保護者家族への

そだんしえん いくじしえん かいかく いちにち はや じっし
相談支援・育児支援の改革は、一日も早く実施しなければなりません。

あら しょうがいじしえん せさく じっし どうめんひつよう たいさく さんぎいんせんきよご りんじこっかい じどう
新たな障害児支援施策の実施までの「当面必要な対策」として、参議院選挙後の臨時国会への「児童

ふくしほうかいせい とっか ほうあん じょうてい すす くだ
福祉法改正」に特化した法案の上程を進めて下さい。

3. 「障害もある子ども達」を制度の谷間に落ち込ませないで下さい！

だいいちじいけん そうごうふくしぶかい ぎろん せいごうせい はか けんとう か しょうがい
第一次意見で、「総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し…」と書かれているように、障害

こ たち じどうふくしほう なか はったつしえん いくじしえん う どうじ しょうがいしゃそうごうふくしほう
のある子ども達は児童福祉法の中で発達支援・育児支援を受けるべきですが、同時に障害者総合福祉法と

そご はいりよ らいふすてーじ そ けいぞくてきしえん ほしじょう しょうがいじ
の齟齬にも配慮しつつ、ライフステージに沿った継続的支援が保障されなければなりません。これまでの障害児

しえん じどうふくし しょうがいふくし りょうしゃ すぼいる はざま おき ふこう れきし く かえ
支援が、「児童福祉」と「障害福祉」の両者からスポイルされ狭間に置かれてきた不幸な歴史を繰り返してはなり
ません。

つ そうごうふくしぶかい しょうがいじぶかい どりつ こ ちゅうしん す しょうがいふくし きょういく こそだ
就いては総合福祉部会から「障害児部会」を独立させ、子どもを中心に据えた障害福祉・教育・子育て・

いりょう ほけん かんけいしゃ ふく ためんてき きょうぎ さきゅう かいし くだ
医療・保健などの関係者を含めた多面的な協議を早急に開始して下さい。